

定期点検

定期点検

定期点検は、道路運送車両法で定められた1年毎(12か月毎)、2年毎(24か月毎)の点検と、使い始めてから1か月目(または、1,000 km時)に行う点検があります。

また、これらの点検項目のほかにHondaが指定する点検整備項目もあります。

安全快適にお車をご使用いただくために、点検整備を必ず実施してください。

点検整備の実施は、お客様の責任です。これは、ご自身で行う場合も、他に依頼する場合も同様です。

- ご自身で実施できない場合は、Honda販売店にご相談ください。
- ご自身で実施する場合は、安全のためご自分の知識と技量に合わせた範囲内で行ってください。難しいと思われる内容については、Honda販売店にご相談ください。

点検整備のデータは、160ページのサービスのデータを参照してください。

点検結果は、別冊「メンテナンスノート」の定期点検整備記録簿に記入し、大切に保存、携行してください。